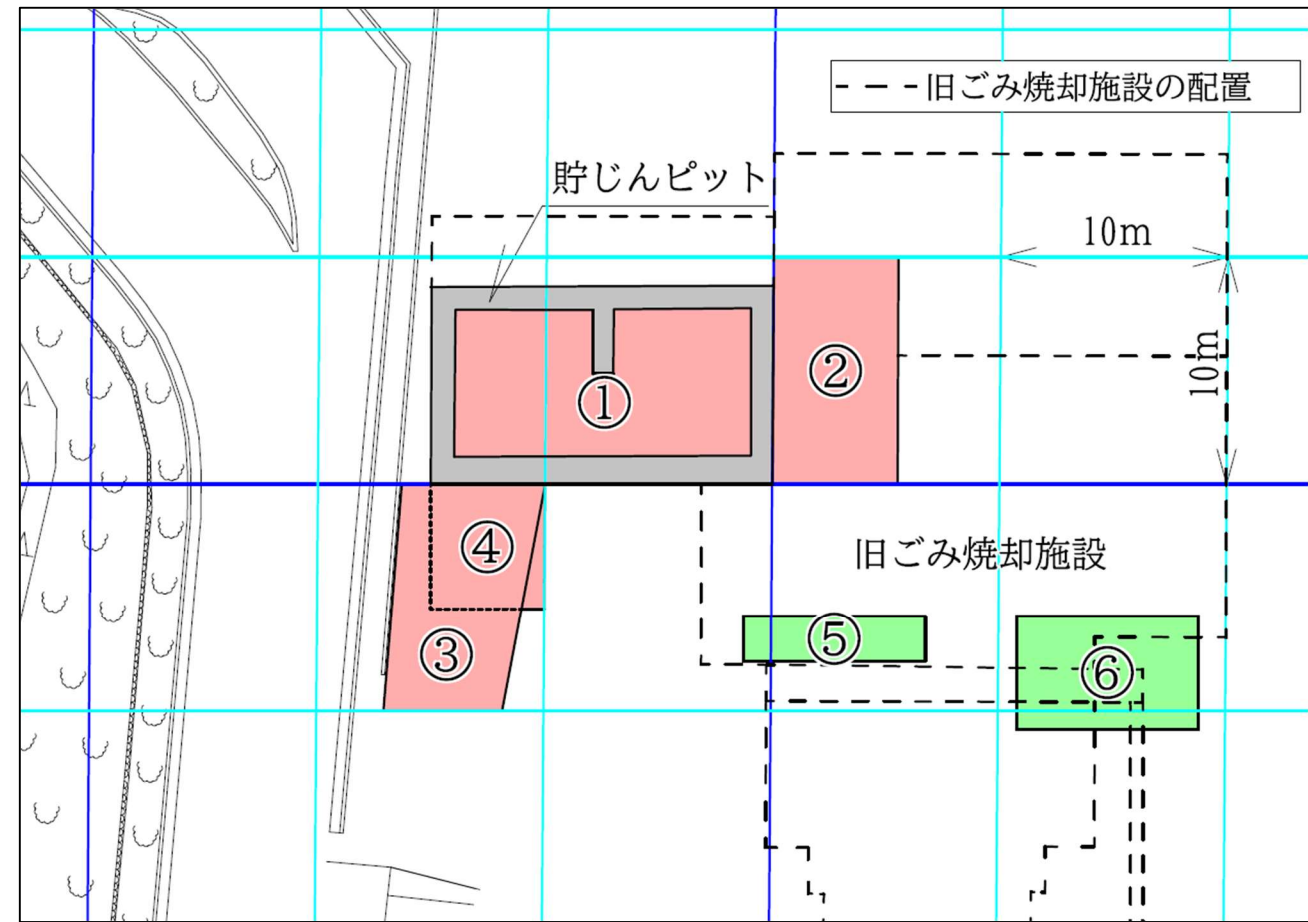


土壌汚染対状況調査報告書【概要版】

1 土壌汚染調査の結果

ボーリング調査により採取した土壌を分析した結果、以下のとおり、処理すべき特定有害物質等が含まれる汚染土を特定しました。



●令和6年度の土壌汚染調査にて特定した汚染土の範囲（赤色で塗りつぶした範囲）

区画	汚染土の深さ	汚染土の種類	汚染土の量
①	0.0m～3.0m	鉛及びその化合物	225 m ³
	3.0m～7.85m	複合汚染土 (鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ベンゼン、ダイオキシン類)	232 m ³
②	0.0m～2.0m（上部）	鉛及びその化合物	158 m ³
	5.0m～9.0m（下部）	鉛及びその化合物	259 m ³
③	0.0m～3.0m	鉛及びその化合物	167 m ³
④	4.6m～9.6m	鉛及びその化合物	181 m ³

●令和3年度の土壌汚染調査にて特定した汚染土の範囲（緑色で塗りつぶした範囲）

区画	汚染土の深さ	汚染土の種類	汚染土の量
⑤	0.0m～2.1m	鉛及びその化合物	100 m ³
⑥	3.6m～4.1m	鉛及びその化合物	28 m ³

2 汚染土が生じた原因

当時の職員へのヒアリングや既存資料の探索を行いました。汚染土が生じた原因を特定することはできませんでした。そのため、土壌汚染の専門家である、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関に確認したところ、汚染土が生じた原因については、以下のとおり推測されるとの見解が得られました。

貯じんピット内部

- ・貯じんピットの充填に用いた土砂の中に廃棄物や特定有害物質等が含まれていたことが原因と推測されます。
- ・「燃やすごみ」として搬入された、各家庭より排出された焼却灰等に含まれていたダイオキシン類等が、旧ごみ焼却施設を解体する際に完全に除去されなかったことが原因と推測されます。

貯じんピット外部

- ・当時の「燃やすごみ」に含まれていた乾電池等による影響が推測されます。
- ・調査範囲内において、基準値に満たない鉛の分布が確認されていることから、一部、自然由来であることも推測されます。

3 汚染土の拡散状況

汚染土の拡散状況に関する指定調査機関による考察は、以下のとおりです。

- ・貯じんピット内部より検出された特定有害物質等については、貯じんピット外部からは基準値を超えて検出されていないことから、貯じんピット外部への漏洩は無いものと考えられます。
- ・今回、敷地内の地下水位を調べ、地下水の流下方向を確認し、その上で、地下水の流れの最下流に該当するボーリング孔を用いて観測井戸を設置しています。当該観測井戸より地下水を採取し、地下水を分析した結果、特定有害物質等は基準値を超えて検出されていないことから、地下水による拡散はないものと考えられます。

4 汚染土の処理方針

鉛及びその化合物が含まれた汚染土及び複合汚染土については、現行法令等に基づき、全量を掘削除去します。

5 汚染土の処理方法

鉛及びその化合物を含む汚染土と複合汚染土に分け、下表のとおり処理を行います。汚染土については、飛散防止対策を行った上で、トラック等で搬出します。また、汚染土は、各処理施設にてセメント化又は埋立て処分が行われ、敷地造成工事の盛土材としての再利用は行いません。

	搬出先（予定）	処理方法	掘削方法	運搬方法及び養生
鉛及びその化合物	愛知県	熱処理後 セメント化	バックホウ等	ダンプトラック直積み シートを被せて運搬
複合汚染土	兵庫県	熱処理後 埋立て	バックホウ等 (テントによる飛散防止)	内袋付き大型土嚢を トラックに積み込み運搬

6 汚染土の処理に関するスケジュール

主な作業内容	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
汚染除去計画書作成									
区画①の掘削・汚染土搬出									
区画②の掘削・汚染土搬出									
区画③の掘削・汚染土搬出									
区画④の掘削・汚染土搬出									
区画⑤、⑥の掘削・汚染土搬出									
自治会等説明									

参考

貯じんピット内の複合汚染土の除去

- ・全量を撤去した後、ほうき等を用いてピット内を完全に清掃後、健全な土砂にて埋め戻し
- ・貯じんピット上部は、飛散防止用のテントを設置
- ・テントの内部は、外部へのダイオキシン類の飛散・拡散を防止するための集じん機を設置
- ・集じん機の排気口及びに敷地境界に粉塵計測機を設置
- ・貯じんピットについては、ピット上部 1.5m程度のみを除去

貯じんピット外の鉛及びその化合物が含まれた汚染土の除去

- ・全量を撤去した後、特定有害物質が含まれていない健全な土砂にて埋め戻し
- ・雨天時には、雨量に応じて掘削工事を一時中断
⇒ブルーシート等を用いた養生
- ・汚染土掘削時の地下水は、タンクに貯留
⇒排水基準への適合が確認された場合は、側溝等へ放流し、排水基準を超過した場合は、専門業者にて処理